

早目の対策で迷わず確実な処理を!

所得税の基礎控除と 源泉徴収事務の解説と実務

令和7年度(2025年度)の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません)。以下に、改正内容と実務上の対応について解説いたします。早目の対策で備えましょう!

◎主な講座内容◎

1.改正の概要

- ・基礎控除の見直し
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設
- ・扶養親族等の所得要件の改正

2.令和7年分の年末調整における留意事項

- ・扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
- ・特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- ・基礎控除申告書の受理と内容の確認
- ・配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- ・年末調整の計算をする上での留意事項

3.令和8年分以後の

給与の源泉徴収事務における留意事項

- ・扶養控除等申告書の記載事項の変更
- ・扶養親族等の数の算定方法の変更
- ・源泉徴収税額表の改正

4.今後増加する法定福利費について

主催 公益社団法人 **秋田南法人会**

秋田市卸町3-6-3 秋田卸センター別館内
TEL 018-866-2630 FAX 018-866-2631

令和7年 **9月11日(木)**
13:30~16:30

講師
プロフィール

税理士法人トリプル・ウイン顧問

ほし だし
星 叡 氏

税理士/行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科
卒業後、公認会計士事務所・税理士
事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開
業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の
法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現
在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサル
ティングや講演活動を精力的に行っている。



◆会 場 **イヤタカ** (秋田市中通6-1-13)

◆受講料 会員企業1名につき 2,000 円(内税 181 円)
非会員企業1名につき 3,000 円(内税 272 円)

◆申込方法

下記参加申込書に記入の上、FAXで**9月3日(水)**まで
にお申込ください。(定員**50名**) 後日「参加証」・「参加費
のご請求書」をFAXいたしますので、「参加証」のみを当日
ご持参ください。申込人数が3名以上の場合は申込書を
コピーし、ご利用ください。

9月11日(木) 『所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務』 受講申込書

(公社)秋田南法人会 行き: **FAX 018-866-2631** 申込日(令和7年/ 月/ 日)

住 所	〒		
ならびに 会社名	(TEL FAX)		
ふりがな 参加者名			